

平成23年(ラ)第2号 文書提出命令申立却下決定に対する抗告事件 (原審・札幌
地方裁判所平成22年(モ)第10122号, 基本事件・同裁判所平成22年(ワ)第
1019号)

決 定

札幌市

抗 告 人

訴訟代理人弁護士

東京都文京区本郷3丁目33番5号

被 抗 告 人

代表者代表取締役

訴訟代理人弁護士

同

同

山 本 晋

三菱UFJニコス株式会社

佐 々 木 宗 平

湯 尻 淳 也

松 田 竜 太

松 村 寧 雄

主 文

- 1 原決定を取り消す。
- 2 被抗告人は、本決定が確定した日から14日以内に、原審裁判所に対し、次の文書を提出せよ。
 - (1) 抗告人と被抗告人との間の昭和63年7月25日締結のアスキーカード利用契約に基づく金銭消費貸借取引に係る取引履歴のうち昭和63年7月25日から平成7年1月6日までの取引が記載された文書
 - (2) 抗告人と被抗告人との間の昭和53年8月14日締結のNICOSクレジットカード利用契約に基づく金銭消費貸借取引に係る取引履歴のうち昭和53年8月14日から平成7年1月6日までの取引が記載された文書
- 3 抗告に関する手続の総費用は、被抗告人の負担とする。

理 由

第1 抗告の趣旨及び理由

原告人は、札幌地方裁判所平成22年(モ)第10122号文書提出命令申立事件において平成22年12月7日に同裁判所がした申立てを却下する旨の原決定に対し、抗告を申し立てた。

原告人の趣旨及び理由は、別紙「即時抗告申立書」記載のとおりである。

第2 当裁判所の判断

1 判断の基礎となる事実

基本事件の記録によれば、以下の事実を認めることができる（なお、適宜基本事件の書証を掲記する。）。

(1) 原告人は、平成22年3月29日、札幌地方裁判所に対し、基本事件を提起した。

基本事件は、原告人が、被原告人との間で、① 昭和63年7月25日、アスキーカード利用契約という基本契約（以下「基本契約Ⅰ」という。）を締結し、同日から平成18年3月30日まで、利息制限法所定の制限利率を超過する利率による借入れと返済を繰り返した結果、過払金が発生した旨、② 昭和53年8月14日、NICOSクレジットカード利用契約という基本契約（以下「基本契約Ⅱ」という。）を締結し、同日から平成18年3月30日まで、利息制限法所定の制限利率を超過する利率による借入れと返済を繰り返した結果、過払金が発生した旨主張して、被原告人に対し、過払金元利金の支払を求めるとともに、取引履歴不開示等の不法行為による損害賠償を請求した事案である。

(2) 原告人が、被原告人との間で、① 昭和63年7月25日、基本契約Ⅰを締結した上で、平成18年3月30日まで、利息制限法所定の制限利率を超過する利率による借入れと返済を繰り返したこと、② 昭和53年8月14日、基本契約Ⅱを締結した上で、平成18年3月30日まで、利息制限法所定の制限利率を超過する利率による借入れと返済を繰り返したことについては、争いがない（甲3の1ないし3、弁論の全趣旨）。

(3) 被控訴人は、従来、保管している取引履歴は平成7年7月以降の分のみである旨説明していたが、平成19年11月30日、融資サービスの種類によって、平成3年9月から平成7年7月までの取引履歴が存在することが判明した旨の発表をした(甲6)。

(4) 原告人は、平成21年12月9日、被控訴人に対し、契約書及び取引履歴の開示を求めた(甲1)。

被控訴人は、平成22年2月4日付けで原告人に対し、会員番号、契約日(基本契約Ⅰについては昭和63年7月25日、基本契約Ⅱについては昭和53年8月14日)、契約種類等を明らかにするとともに、基本契約Ⅰ及び基本契約Ⅱについての平成7年1月7日から平成18年3月30日までの取引が記載された計算書(取引履歴)を送付して、これを開示した(甲3の1ないし3)。その際、被控訴人は、原告人に対し、NICOSブランドのカードキャッシングにつき、貸金取引履歴を保存しているのは平成7年1月以降の分である旨通知した(甲3の5)。

(5) 原告人は、平成22年3月29日、基本事件の提訴と同時に、基本契約Ⅰ及び基本契約Ⅱの取引履歴(ただし、上記(4)で開示済みのものを除く。)について、文書提出命令の申立て(以下「本件申立て」という。)をした。

2 文書の存在と被控訴人の所持について

被控訴人は、被控訴人が保存している取引履歴は既に開示済みであり、それ以外の取引履歴を所持しながらその提出を拒んでいるということはないから、文書の提出は不要であると主張する。

一般に、文書提出命令における対象文書の存在については、申立人の側に立証責任があるが、対象文書がかつて存在したことが認められ、又は存在していたことが事実上推定される場合には、所持者の側で現在対象文書が存在しない理由を立証しなければならない。これを本件についてみるに、被控訴人は、原告人に対し、計算書(甲3の1ないし3)を送付し、基本契約Ⅰ又は基本契約

Ⅱに基づく取引が平成7年1月6日以前から継続して行われていること、及び基本契約Ⅰが昭和63年7月25日に、基本契約Ⅱが昭和53年8月14日にそれぞれ締結されたことを通知しているから、基本契約Ⅰについては昭和63年7月25日ころから、基本契約Ⅱについては昭和53年8月14日ころから、それぞれ継続的に取引が行われ、かつてそのデータを被抗告人が保管していたと認めることができる。

そこで、平成7年1月6日以前の基本契約Ⅰ又は基本契約Ⅱに基づく取引のデータが既に廃棄されていると認められるかどうかにつき検討する。この点について、被抗告人は、顧客との取引をコンピュータを用いて管理していたが、コンピュータに保存された取引記録は、平成6年12月までは毎月自動的に更新される仕組みとされていた旨、被抗告人は、コンピュータに保存された取引記録を、これが毎月自働更新される前に、COM (Computer Output Microfilm) というマイクロフィルムに焼き付けて保管していた旨、長く継続されてきた取引を例にとると、平成6年1月1日の時点では、被抗告人のコンピュータには、平成5年12月15日に請求額が確定された同月27日請求分のデータ及び同月16日から平成6年1月1日までに利用がされ、請求データが届いているデータが保存されている旨、毎月15日に当月分の請求を確定させた段階で、前月分のデータをCOMに焼き付けて記録した後、コンピュータ内の同データは消去されていた旨、COMについては、保存期間を10年間とし、10年間を経過したものから、順次、第三者に委託して廃棄していた旨、基本契約Ⅰ及び基本契約Ⅱの取引履歴に関するCOMも開示済みのもの以外はすべて廃棄済みである旨それぞれ主張し、文書管理規程や株式会社ワンビシアーカイブス作成の「データデリート証明書」(基本契約Ⅰ及び基本契約Ⅱの取引履歴に関するCOMとは別のCOMについてのもの)などを提出する。

しかし、被抗告人の提出する文書管理規程はいわゆる内部文書であり、この

規程に則して取引履歴が実際に廃棄されたことを示す廃棄記録等も提出されていないことからすれば、これに高い信用性を認めることはできず、また、上記「データデリート証明書」によっても、廃棄されたCOMの詳細（これが取引継続中のものかどうか、被抗告人のどの営業所、支店のものなのか等）は不明であり、これをもって、取引継続中であつた基本契約Ⅰ及び基本契約Ⅱの取引にかかる平成7年1月6日以前のCOMも廃棄されたと認めることは困難である。しかも、被抗告人の主張を前提とすれば、本件のように継続中の取引についてもCOMが廃棄されてしまい、期限の利益喪失の有無や時期などの取引の詳細が不明になってしまうことになり、取引管理に支障を来すおそれがあること、コンピュータのデータをCOMに焼き付けた場合、顧客毎に分類してCOMに焼き付けることは考え難いから、顧客毎に一覧性のある形でデータを保管しておくことができなくなり、顧客ないし取引の管理に多大な労力が必要になること、加えて、上記1(3)のとおり、被抗告人は、融資サービスの種類によっては、上記文書管理規程によれば既に廃棄されていたはずの平成3年9月から平成7年7月までの取引履歴を保存していた事実があることを考慮すると、本件において、平成7年1月6日以前の基本契約Ⅰ及び基本契約Ⅱの取引履歴がすべてCOMに焼き付けられた上で廃棄されたと認めることはできない。そうすると、被抗告人は、現在、基本契約Ⅰ及び基本契約Ⅱの取引履歴を記録した文書を所持していると認められる。

3 文書提出義務について

基本契約Ⅰ及び基本契約Ⅱの取引履歴を記録した文書（ただし、既に開示済みの平成7年1月7日から平成18年3月30日までの取引履歴を除く。）は、民事訴訟法220条3号の「文書が・・・挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき。」に当たり、かつ、同条4号イないしホのいずれにも該当しない文書であるから、被抗告人にはこれを提出する義務が存する。

4 結論

よって、抗告人の本件申立ては理由があるから、これを認容すべきところ、これと結論を異にする原決定は相当でないから取り消し、被抗告人に対し、本件申立てにかかる文書の提出を命じることとし、主文のとおり決定する。

平成23年7月26日

札幌高等裁判所第2民事部

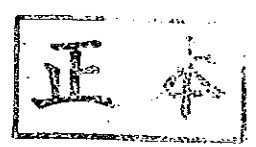
裁判長裁判官 小 林 正

裁判官 片 岡 武

裁判官 湯 川 克 彦



訴訟管理	訴訟管理	事件係長	事件係



札幌地方裁判所平成22年(モ)第10122号 文書提出命令申立事件
 (基本事件: 同庁同年(ワ)第1019号不当利得返還請求事件)

申立人(原告) [Redacted]
 相手方(被告) 三菱UFJニコス株式会社



即時抗告申立書

平成22年12月14日

札幌高等裁判所民事部 御中

貼用印紙	1,000 円	
郵便切手	1,150 円	

申立人(原告)訴訟代理人 弁護士 山本 [Redacted]

頭書事件について、札幌地方裁判所が平成22年12月7日にした決定は、全部不服であるので、申立人は即時抗告の申立てをする。

第1 原決定の表示

本件申立てを却下する。

第2 即時抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す
- 2 相手方は、抗告人と相手方との間の、昭和63年7月25日締結のアスキーカード利用契約(以下「基本契約1」という。)及び昭和53年8月14日締結のNICOSクレジットカード利用契約(以下「基本契約2」という。)に基づく金銭消費貸借取引に係る取引履歴のうち次の期間のものが記載された文書を提出せよ

基本契約1 昭和63年7月25日から平成7年1月6日まで
 基本契約2 昭和53年8月14日から平成7年1月6日まで

との裁判を求める。

第3 即時抗告の理由

1 文書所持の立証責任

(1) 一度文書所持者において作成保管された文書の所持如何については、廃棄その他の文書の喪失事由の主張立証責任を所持者が負うものと解される。

(2) この点、原決定は、過去に所持者が当該文書を作成所持していたことは、現在における文書所持を事実上推認させるものであることは認めつつ、その推認の程度は文書の性質や経過期間に応じて様々であるとして、上記解釈を否定する。

(3) しかし、仮に当該文書が、期間の経過により自然に逸失しかねない性質のものであれば、所持者側にて当該文書のかかる性質を主張立証し、文書の喪失事由は特定できないがおそらく逸失したものであらうと主張すれば、文書喪失の立証が成ったと解されることになるのであり、前記(1)に記載した一般論自体が否定されるものではない。

原決定の解釈は、結局、所持者側が文書の性質の主張立証もせず、文書の喪失事由も立証しないのに、文書の不所持をなし崩し的に認めかねないものであり（現に、原決定はいずれに立証責任があるのか分からない曖昧な認定を繰り返し、その結果、なし崩し的に文書の不所持を認めている。）、誤りであると言わざるを得ない。

(4) なお、抗告人が提出を求めている文書（以下「本件文書」という。）は、貸金業において極めて重要な文書であり、自然に逸失される性質のものでないし、現に相手方も自然に逸失したなどと主張しておらず、意識的にこれを廃棄した旨主張しているのであるから、原決定の解釈に照らしても、相手方の過去の文書所持により現在の文書所持が強く推認される性質の文書であり、相手方に文書喪失の主張立証責任があると解されるべきものである。

2 文書廃棄に関する原決定の認定及び相手方の主張の不合理性

(1) 原決定の認定及び相手方の主張

相手方は、平成6年12月まで、コンピュータに保存されたデータを毎月自動更新すると共に、自動更新前のデータをマイクロフィルム（CO

M) に焼き付けて、COMは保管期間10年にて順次廃棄していたと主張し、原決定はこの主張を丸呑みしている。

(2) 貸金立証を放棄する根本的な不合理性

ア 抗告人が原審にても主張したように、貸金取引が長期間反復継続している場合、現在の貸金残高を顧客に対し主張立証し、あるいは貸金業者内部にて貸金残高を確認するためには、当該反復継続した貸金取引に含まれる各貸付及び返済の年月日及び金額を、当初分から記録により確認する必要がある。そして、その反復継続の期間が10年を超えることもあり得る（残高の推移によっては、10年以上の取引が継続しても過払にならないこともある。）。

また、借主が延滞しつつも貸金取引に対する支払を断続的に行っている場合、当該支払に対応する貸金取引が10年超過去のものであることは十分考えられる。しかも、このようなケースは、早晚、貸金請求訴訟の提起を余儀なくされる可能性が高い。

イ 従って、取引継続中の顧客について10年超を経過した取引記録を廃棄するという事は、かかる取引に係る貸金残高のうち一部の主張立証を放棄するという事であり、根本的に不合理な行為と言わざるを得ない。

ウ そして、原決定及び相手方は、相手方がこの不合理性をどう解決したのかについての認定及び主張はしていない。

相手方は、当時の状況からして過払対応は念頭に置いていなかったなどとピントのずれた主張をしているが、日本の裁判実務を前提とする限り、過払対応においては取引履歴を廃棄した方が貸金業者に有利なことが多いのであり（少なくとも、廃棄により経済的に無視し難い不利益が生ずることは稀である。）、過払対応において履歴を廃棄しても相手方に不都合が生じないことは分かりきったことである。

問題は、貸金訴訟である。

エ なお、相手方において、貸金請求訴訟における主張立証を放棄しても、

履歴廃棄による過払金免脱の方がメリットが大きいと判断したということであれば、それはそれなりの経済的合理性を認め得るが、相手方はそのような主張はしていない。

(3) データ削除の適法性

貸金業法上の記録保存義務は、長らく3年間と定められていたが、その起算点については、完済時と解するのが一般的であった。

しかしながら、相手方主張によれば、当該取引が完済に至ったか否かにかかわらず、10年超経過した取引履歴を全て消去したというのであるから、法令を遵守すべき大企業としては、当然、顧問弁護士や監督官庁へ照会することによりそれが法令に適合するか否かの調査を行い、かつ取締役会レベルでの意思決定があつて然るべきであるが、相手方からはこれに関する主張立証はなく、相手方の履歴提出に係る別の訴訟においても、これらが主張立証されたことはないようである。

(4) COM焼付手続の手間とデータ削除によるエラーの危険

原決定の認定及び相手方主張によれば、平成6年12月まで、コンピュータに保存された取引記録を毎月自動的に更新し、更新前の記録を毎月COMに焼き付けていたということであるが、相手方自身1000万人と主張する顧客について毎月かかる作業を行うには膨大な手間がかかることは、想像に難くない。おそらく、コンピュータを増設した方がずっと安上がりであつたろう。

また、データ相互の関連付けによつては、過去のデータを削除することによりエラーが生じかねないが、そのようなエラーを生じないようシステムを構築する費用も相当程度、過去のデータの欠如によるシステムエラーの発生の確率も低く、あらゆる意味で合理的であつたろうと思われる。

(5) 相手方主張の不明確性

ア 相手方主張において、平成6年12月までの取扱いにおける「データの更新」とは何なのか、どのようなデータをどのようなデータに置き換えることなのか、旧データは削除されるのかは、相手方は明確な主張をしていない（この点原決定は、相手方主張がないにもかかわらず、旧デ

ータは削除されたものと認定している。)

平成6年当時、コンピュータ内にどれだけの期間分のデータを残していたのかも、相手方は主張していないのである。

イ 仮に、常に3年分をコンピュータに残しておいていたのだとすると、平成6年12月にCOMに焼き付けられたデータには、平成3年12月のデータが含まれており、これが10年間、すなわち平成16年12月まで保存されていたことになる。

平成7年9月にCOMに焼き付けられたデータ(相手方主張によれば、同年1月以降、コンピュータによる保存とCOM保存が並行して行われていたとのことである。)には、平成4年9月のデータが含まれており、これが平成17年9月まで保存されていたことになる。

そして、相手方が提出した東京高決平成20年6月12日の4頁には、相手方が、最判平成17年7月19日を受けて同年8月からデータ抹消に関する取扱いを変えたという趣旨の主張をしたとの記載があるが(原決定も同旨の認定をしているが、実は本件で相手方はかかる主張をしていない。)、これに従えば、平成4年9月のデータは平成17年9月に破棄されず、現在残っていて然るべきということになる。

しかし、相手方主張によれば、そういうことでもないようである。

ウ 仮に、平成6年12月までは常に単月分のデータしかコンピュータに残していなかったのだとすると、イ記載のような疑問点はなくなる。

しかしそうすると、平成6年当時の相手方の担当者は、借主の取引経過をコンピュータ上で一切確認できず、常にCOMを探し出してデータを閲覧しなければならないことになり、業務として極めて煩瑣で不合理なことになる。

エ これらの疑問点は、相手方主張の取扱いが真実行われていたものであれば、極めて容易かつ明快に説明可能なはずであるが、相手方は、本件においてはもちろん、他訴訟においてもこれを明快に説明したことはないようである。

(6) 文書管理規程の実在性ないし実効性への疑問

ア そもそも、文書管理規程について、公証人その他の客観的な第三者により、当時実在したことが証明されている訳ではない。

相手方が、相手方作成名義の文書を提出しているのであるから、その作成日付、内容等については、いくらでも事後的に真実と反する日付、内容を書き込むことが可能である。

イ 相手方提出の文書管理規程によれば、保管期間を満了した文書は速やかに廃棄処分することとされているが(22条)、甲第3号証の5を見る限り、NICOSブランド内にも履歴の保管期間がまちまちであり、また甲第5、6号証を見るに、従前廃棄済と主張していた記録が後に発見されるという事件もあったようである。

しかしながら、相手方主張のようにコンピュータデータを毎月更新して旧データをCOMに落とし、10年超のCOMを廃棄するという作業を文書管理規程に従い粛々と行っていたのであれば、かかる現象は生じないはずである。

甲第3号証の5及び甲第5、6号証のような現象は、取引履歴の廃棄が相手方主張のように行われておらず、文書管理規程は実効性がないものであったか、そもそも平成17年以前にかかる内容の文書管理規程は存在しなかったことを示すものといえる。

ウ また、相手方提出の平成15年7月7日付「10年超COMの適正処分について」なる文書には、「①平成5年6月分迄の全ての対象COMについては、平成15年7月15日までに1度にワンビシに到着する様手配して下さい。②平成5年7月分以降の対象COMについては、10年超分1か月分ずつを、平成15年8月より毎月10日までにワンビシに到着する様手配して下さい。」なる記載がある。

この文書が真実平成15年に発出されたのかどうか自体、軽信できないが、仮に当該文書を信用とした場合、上記記載の表現に照らすと、平成15年7月当時、平成5年6月分迄のCOMが相当程度廃棄されずに溜まっていたことが窺われるのであって、この点からも、文書管理規程の実効性ないし実在性が疑問視されるのである。

(7) データを更新しないとコンピュータ容量をオーバーしたか

この点、相手方が、平成6年当時、コンピュータに何年分ないし何か月分のデータを保持させていたか、相手方が当時有していたコンピュータの型式、台数及び容量等が全く分からないので何とも言えない（にもかかわらず原決定は、相手方主張を不合理でないとの見解を示しているが）。

しかしながら、抗告人代理人が、試みに、法定利息計算書Ⅳの「取引日」「処理区分」「貸付額」「返済額」欄のデータをコピーしてテキストファイルに張り付けたところ、その容量は12KBにしかならなかった。約28年分のデータですらこの容量であるから、1か月分であれば、計算上、36B程度にしかならない。

いくら平成6年当時のこととはいえ、大企業たる相手方が、コンピュータ増設等の方法を採用することが困難だったとは到底考えられないのである（なお、抗告人代理人は、当時よく用いられていたコンパクトなFDですら1.44MBの容量を有していたものと記憶する。）。

3 以上のとおり、取引継続中の借主に係る取引履歴を削除する根本的な不合理性についての相手方の説明がない上、本来必要であるべきデータ削除の適法性の検討をした形跡もない。

また、相手方主張のデータ更新方法は、手間のかかり、かつエラーの危険もある不合理なものである。

そもそも、データ更新に関する相手方の主張はかなり不明確であり、相手方主張の取扱いが真実行われたのであれば当然なされるべき説明がなされていない。

相手方がこれに従ったと主張する文書管理規程も、そもそもその実在性が疑われる他、他の資料や相手方主張と付き合わせても、その実効性に疑問がある。

原決定と相手方は、コンピュータの容量上の限界を主張し、これをデータ削除の最大の論拠としているのであるが、大企業たる相手方がコンピュータの増設等の方法により対処することが困難だったとは到底考えられない。

以上、相手方主張は不合理なものといわざるを得ず、文書破棄の立証はなされていないものであり、相手方による文書の所持が認定されるべきである。

以上

これは正本である。

平成23年7月26日

札幌高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 石 村 好

